

事業所指定事務の概要

<指定の要件>

- ① 法人格を有していること。
- ② 事業所の人員、設備及び運営に関する基準が、厚生労働省令及び三重県条例に定める指定基準を満たしており、省令及び条例に従って適正な事業の運営ができること。
- ③ 申請者、申請者の役員等、申請に係る事業所の管理者が、欠格事由に該当しない者であること。

① 法人格

法人格は、営利・非営利を問いませんので、申請者が法人格を有していれば、事業者としての要件を満たすこととなります。

定款・法人登記簿（履歴事項全部証明書）にて、事業の目的として当該事業に関する記載が必要です。

（定款・法人登記簿の記載例）

- 訪問介護を行う場合 ⇒ 介護保険法に基づく訪問介護事業
- 介護予防訪問看護を行う場合 ⇒ 介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業

なお、法人の種類によっては、定款について所管する行政庁の認可（認証）が必要な場合があります。

詳しくはそれぞれの担当窓口へお問い合わせください。

【法人所轄庁の担当窓口】

法人の種類	法人の所管行政庁	所管行政庁の担当窓口
社会福祉法人	三重県市	（県所管）三重県子ども・福祉部 福祉監査課 （市所管）各市担当課
医療法人	三重県	医療保健部 医療政策課
社団法人（一般/公益）		
財団法人（一般/公益）		
農業協同組合	三重県	農林水産部 農産物安全・流通課
生活協同組合	三重県	環境生活部 暮らし・交通安全課
労働者協同組合	三重県	雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課
特定非営利活動法人	三重県	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課

② 指定基準

指定に関する基準（人員、設備及び運営基準）は、要介護者等の心身の状況等に応じて、適切なサービスを提供するために必要な最低基準を定めたものです。

従って、事業者においては、自ら法令通知等を参照し、質の高い介護サービスを提供するよう努めなければなりません。

指定基準については、「事業所の指定基準・介護報酬」のページをご参照ください。

基準を満たさない場合は、指定を受けられないのは勿論のこと、運営開始後、基準を下回った場合には、所管する行政庁の指導の対象となり、業務の改善勧告や改善命令を受けたり、指定を取り消されることがあります。

③ 欠格事由

指定の欠格事由として、法人の役員及び事業所の管理者等が、例えば次のような事項に該当する場合は、指定できません。

- 禁固以上の刑を受けて、その執行を終るまでの者であるとき。
- 介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑を受けて、その執行を終るまで

の者であるとき。

- 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 社会保険料等の滞納処分を受け、かつ、未納付であるとき。
- 指定取消から5年を経過しない者であるとき。
- 指定取消処分に係る聴聞（予定）通知日から処分の日等までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過しない者であるとき。
- 5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

<申請から指定までの流れ>

① 事前相談（必ずしも行う必要はありません）

事業者の事業計画の確認、指定基準の説明、質問の受付等を行います。

通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護等の施設整備を伴う事業所については、平面図の案等ができた時点で、県庁長寿介護課又は事業所の所在地を所管する県の保健所・福祉事務所までご相談ください。

通所介護については、地域密着型サービスの普及を促進するため、新規指定の制限を実施している市町があります。

詳しくは、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

【通所介護の新規指定制限の担当窓口】

所在地	実施要領	担当窓口
桑名市	https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/85971023008.htm	桑名市役所 保健福祉部 地域介護課 電話：0594-24-1170 FAX：0594-24-3133 E-mail：kaigom@city.kuwana.lg.jp
四日市市	https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/m0072500084.htm	四日市市役所 健康福祉部 介護保険課 電話：059-354-8425 FAX：059-354-8280 E-mail：kaigohoken@city.yokkaichi.mie.jp
鈴鹿市 亀山市	https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/m0072500088.htm	鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 指導グループ 電話：059-369-3205 FAX：059-369-320 E-mail：skkaigo@mecha.ne.jp

② 申請書の提出

提出期限：指定を受けようとする月の**前々月末日**（土日等閉庁日の場合は閉庁日の前日）
提出部数：2部（3部作成し、2部を提出、1部を事業所控えとしてください）
提出先：事業所の所在地を所管する県の保健所・福祉事務所
提出方法：原則郵送

※ 指定日当日が事業開始日となります。

※ 事業所控に受付印の押印を希望する場合は、提出書類2部に加えて指定（許可）申請書のみ添付し、必ず返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

※ 申請書を持参される場合は、あらかじめ日時等をご連絡ください。

※ 電子申請については「介護保険事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入について」をご参照ください。

③ 申請内容の審査

申請内容が人員、設備及び運営基準を満たしているか等の審査を行います。
必要に応じて、指定前に現地確認を行います。

※ 施設系サービス（短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護等を含む）については、原則、現地確認を行います。

④ 指定

審査の結果、不備がなければ、申請月の翌々月1日付けで指定を行います。

例) 7月25日申請 ⇒ 9月1日指定

指定通知書を指定月の1日（1日が土日等閉庁日の場合は閉庁日の翌日）に郵送します。

※ 事業所番号は、指定通知書に記載しています。

※ 指定の有効期間は6年です。6年後に指定更新を受ける必要があります。

※ 指定通知書を事業所に掲示してください。

⑤ 新規指定事業者研修会

指定後、県が新規指定事業者研修会を開催します。

サービス提供にあたっての留意事項等の説明を行いますので、必ずご出席ください。

⑥ 関係機関情報提供、県公報・ホームページ掲載

新規指定の事業者情報について、県長寿介護課から、次の関係機関に情報提供します。

○県内市町（保険者）

○三重県国民健康保険団体連合会

○厚生労働省東海北陸厚生局三重事務所

次の項目について、三重県公報に公示します。

○事業所番号 ○事業所名 ○事業所所在地

○申請（開設）者名 ○指定年月日 ○サービス種類

次の項目について、「介護保険事業者・施設等一覧」のページに掲載します。

○事業所番号 ○事業所名 ○サービス種類 ○事業所所在地

○事業所電話・FAX番号 ○指定年月日

○申請（開設）者名 ○申請（開設）者所在地 ○申請（開設者）者代表者名

<他法令に基づく手続等>

介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることに加えて、法令に基づく手続等が必要となる場合もあります。

関係法令を所管する行政機関へご確認ください。

●都市計画法、建築基準法、消防法、食品衛生法等に基づく許可・届出等

指定申請の前に、事業所の所在地を所管する行政機関へご相談ください。

通所介護及び施設系サービス（短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護等を含む）については、必ずお願いします。

その他のサービスについても、事業所の所在地が市街地調整区域でないか、あらかじめご確認ください。

○都市計画法、建築基準法 → 県の建設事務所又は市町の担当部局

○消防法 → 消防本部（消防署）

○食品衛生法 → 保健所の衛生指導担当

●老人福祉法に基づく届出

介護保険法に基づく事業所の指定を受け、介護保険事業を開始する際には、あらかじめ、老人福祉法に基づく届出を必要とする場合があります。

詳細については、「老人福祉法に基づく届出」ページをご参照ください。

●生活保護法等に基づく指定介護機関の指定

平成26年7月1日以降に、介護保険法の指定又は開設許可を受けた事業所は、生活保護法第54条の2第2項の規定（中国残留邦人支援法第14条第4項の規定により準用する場合を含む）により、生活保護法等の指定を受けた介護機関（指定介護機関）とみなされることとなりました。

生活保護法等の指定を不要とする場合（生活保護（支援給付）を受けている人に介護保険サービスを提供しない場合）は、介護保険法の指定又は開設許可申請の際に、別紙様式「申出書」について、三重県子ども・福祉部地域福祉課（担当：生活保護班）までご提出ください。（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除きます。）

詳細については、「生活保護法等に基づく指定介護機関の指定」ページをご参照ください。

<みなし指定>

下表に示すサービスの種類については、事業者から別段の申出がなければ、介護保険法に基づく指定があったものとみなされます。

ただし、もとの指定（許可）の取消しがあつたときは、みなし指定も効力を失います。

みなし指定される機関	みなし指定の要件	みなし指定されるサービスの種類
病院・診療所	健康保険法による指定を受けている病院・診療所（保険医療機関） ※「歯科」は、居宅療養管理指導（介護予防を含む）のみ	○訪問看護 ○介護予防訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○介護予防居宅療養管理指導 ○通所リハビリテーション ○介護予防通所リハビリテーション ○短期入所療養介護（療養病床を有する病院・診療所のみ） ○介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院・診療所のみ）
薬局	健康保険法による指定を受けている薬局（保険薬局）	○居宅療養管理指導 ○介護予防居宅療養管理指導
介護老人保健施設 介護医療院	介護保険法による許可を受けている介護老人保健施設・介護医療院	○訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション ○通所リハビリテーション ○介護予防通所リハビリテーション ○短期入所療養介護 ○介護予防短期入所療養介護

●病院・診療所・薬局（保険医療機関・保険薬局）のみなし指定

みなし指定のサービスを実際に提供する場合は、指定申請を行う必要はありません。指定更新の手続も不要です。

ただし、**通所リハビリテーションの提供にあたっては、事前に平面図等の関係書類をご提出ください。**

保険医療機関・保険薬局のみなし指定に係る書類の提出やご相談は、県庁長寿介護課へ直接お願いします。

詳しくは、「みなし指定（保険医療機関・保険薬局）」ページをご参照ください。

●介護老人保健施設・介護医療院のみなし指定

みなし指定を不要とする場合は、「指定を不要とする旨の届出書」をご提出ください。

介護保険施設に特有の届出等については「介護保険施設に特有の届出等」をご参照ください。

<事業所指定事務の担当窓口>

介護保険事業所（居宅サービス・介護予防サービス・介護保険施設）の指定事務を行う県の担当窓口は、次のとおりです。

・事業所の指定に関する事前相談は、県庁長寿介護課又は事業所の所在地を所管する県の保健所・福祉事務所で受け付けます。

・新規指定申請書、変更届出書等の提出先は、事業所の所在地を所管する県の保健所・福祉事務所です。

・地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス・居宅介護支援・介護予防支援・総合事業・基準該当サービス・基準該当介護予防サービス及び総合事業については、[各市町（保険者）の担当窓口](#)にお問い合わせください。

保健所・福祉事務所 担当課	所在地	担当区域
北勢福祉事務所 福祉課	〒510-8511 四日市市新正 4-21-5（県四日市庁舎） TEL 059-352-0586 FAX 059-352-0598	桑名市・いなべ市・ 木曾岬町・東員町・ 四日市市・菰野町・ 朝日町・川越町
鈴鹿保健所 保健衛生室 総務企画課	〒513-0809 鈴鹿市西条 5-117（県鈴鹿庁舎） TEL 059-382-8671 FAX 059-382-7958	鈴鹿市・亀山市
津保健所 総務企画室 総務企画課	〒514-8567 津市桜橋 3-446-34（県津庁舎） TEL 059-223-5290 FAX 059-223-5119	津市
松阪保健所 保健衛生室 総務企画課	〒515-0011 松阪市高町 138（県松阪庁舎） TEL 0598-50-0527 FAX 0598-50-0621	松阪市・多気町・ 明和町・大台町
多気度会福祉事務所 福祉課	〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2（県伊勢庁舎） TEL 0596-27-5139 FAX 0596-27-5790	伊勢市・鳥羽市・ 志摩市・玉城町・ 度会町・大紀町・ 南伊勢町
伊賀保健所 保健衛生室 総務企画課	〒518-0823 伊賀市四十九町 2802（県伊賀庁舎） TEL 0595-24-8070 FAX 0595-24-8085	名張市・伊賀市
紀北福祉事務所 福祉課	〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1-1（県尾鷲庁舎） TEL 0597-23-3432 FAX 0597-23-3449	尾鷲市・紀北町
紀南福祉事務所 福祉課	〒519-4324 熊野市井戸町 383（県熊野庁舎） TEL 0597-85-2150 FAX 0597-85-3914	熊野市・御浜町・ 紀宝町

三重県医療保健部 長寿介護課 施設サービス班 居宅サービス・介護人材班	〒514-8570 津市広明町13番地 TEL 059-224-2235 (施設サービス班) 059-224-2262 (居宅サービス・介護人材班) FAX 059-224-2919 E-mail : chojus@pref.mie.jp
--	--